

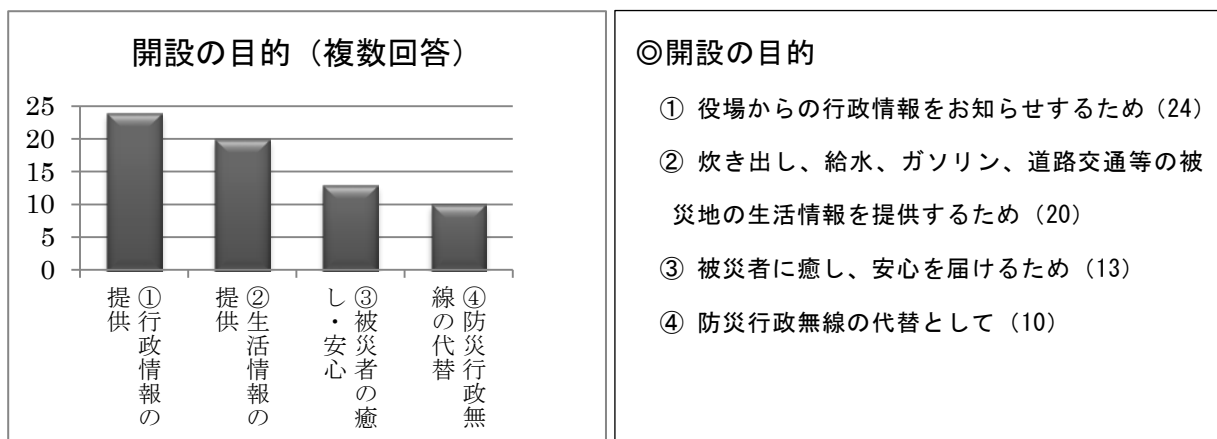
臨時災害放送局に関する調査結果

- 1 対象：東日本大震災に際し臨時災害放送局を開設した東北管内の24地方公共団体
- 2 調査期間：平成24年7月～10月
- 3 臨時災害放送局を開設した全24団体の内訳
 - ・岩手県7団体、宮城県11団体、福島県6団体
 - ・地元コミュニティ放送局（CFM）有8団体、無16団体（うち2団体は開局準備中）
 - ・地方公共団体内の担当（調査対象）部署は、防災担当6、広報担当9、情報担当3、その他6

1 臨時災害放送局に対する評価及び開設の目的

回答した24団体の全てが「有効だった」と評価。

「開設の目的」は、①行政情報の提供、②生活情報の提供、③被災者の癒し・安心、④防災行政無線の代替の順となった。



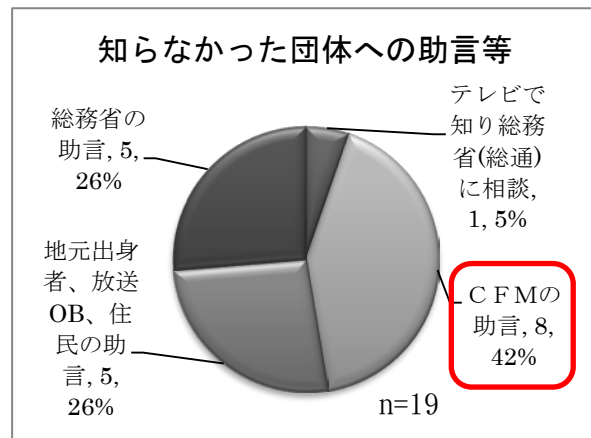
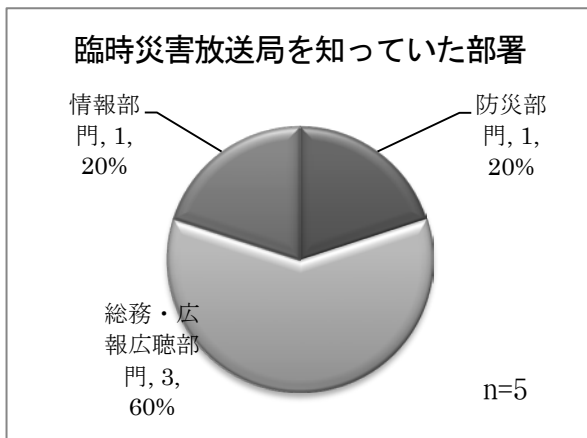
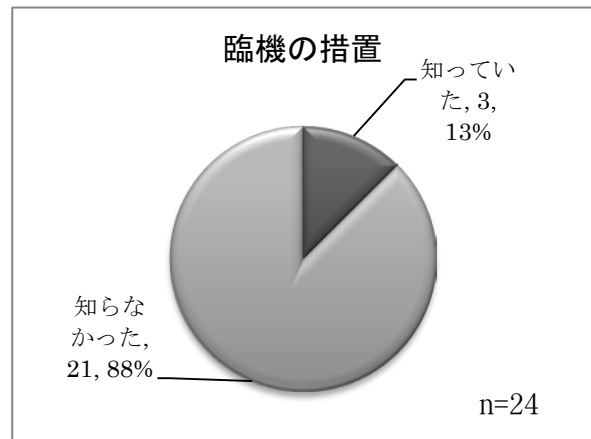
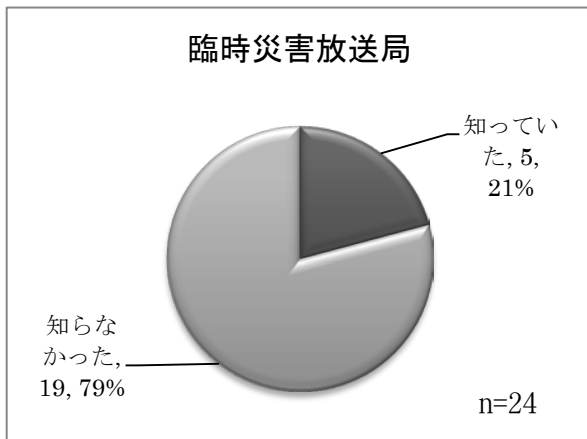
【自由記載欄から要約すると】

震災後の混乱（防災行政無線の故障、電話の不通、停電でテレビ視聴が不可）の中で、住民・避難所への情報伝達手段としてラジオが最も有効であった。町内の給水情報、交通情報、放射能情報等の地域情報の提供が可能であった。広範囲に避難した住民に、聞き覚えのある懐かしい声で安心を届けられた。

2 臨時災害放送局や免許手続に関する認知度

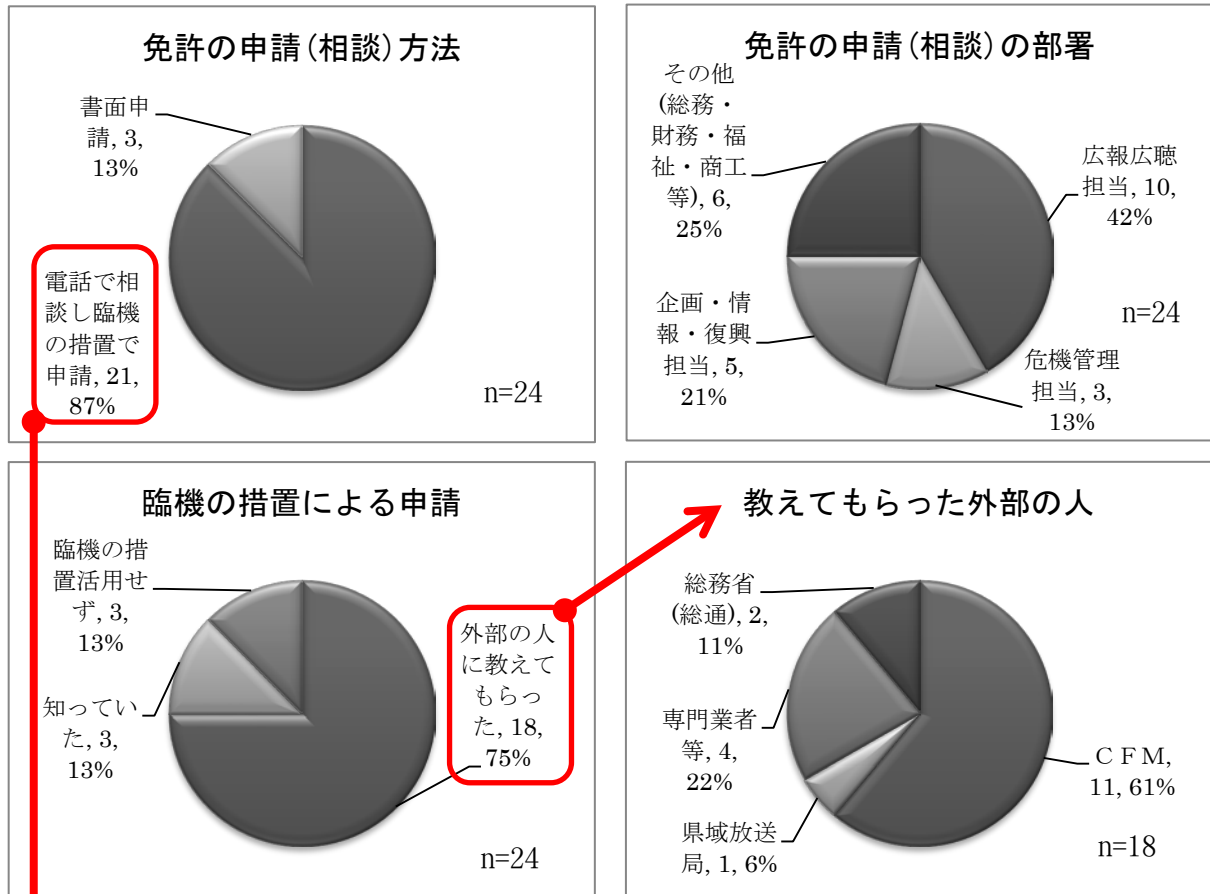
震災時には、臨時災害放送局のことも、臨機の措置（電話連絡による免許申請手続）が可能なことも、ほとんど知られていなかった。

また、地元や近隣のコミュニティ放送局（CFM）からの提案等により臨時災害放送局を開設したものが8団体と最も多かった。



3 免許申請に関する東北総合通信局への連絡

東北総合通信局では平成23年5月まで臨機の措置により免許申請を行ったが、電話・携帯電話が通じにくかった同年3月中は、この連絡にも苦労した地方公共団体が多い。



◎電話で免許申請(相談)した時の連絡等での不都合など

- ① 電話は通じた (7)
- ② 衛星携帯電話等非常用電話で連絡が通じた (4)
- ③ 電話は通じるも連絡先が不明等で苦労した (2)
- ④ 衛星携帯電話でも東北総合通信局に通じず総務本省へ連絡した (2)
- ⑤ 電話が通じずC F M関係者が東北総合通信局を訪ねた。(1)
- ⑥ その他 (2)

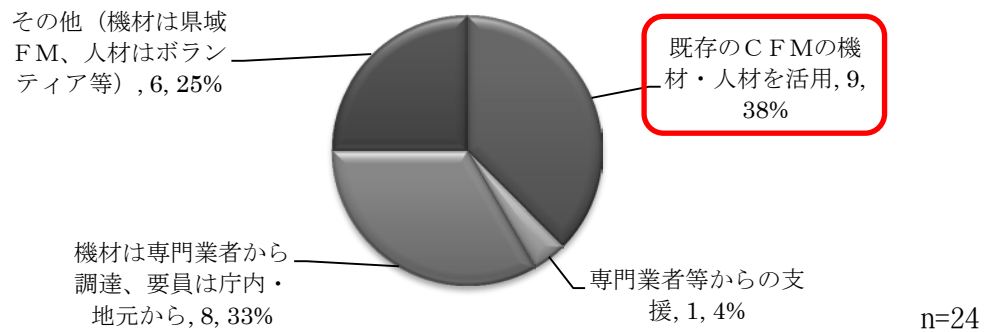
◎電話連絡等での不都合など

- ① 総務省(総通局)から連絡先(優先順位付けて複数)を明示、周知すべき (17)
- ② 総務省(総通局)から連絡すべき (3)
- ③ 総務省(総通局)と地方公共団体で衛星携帯電話を所持しておくべき (1)
- ④ 支援機関(自衛隊等)経由で連絡できるようにすべき (1)

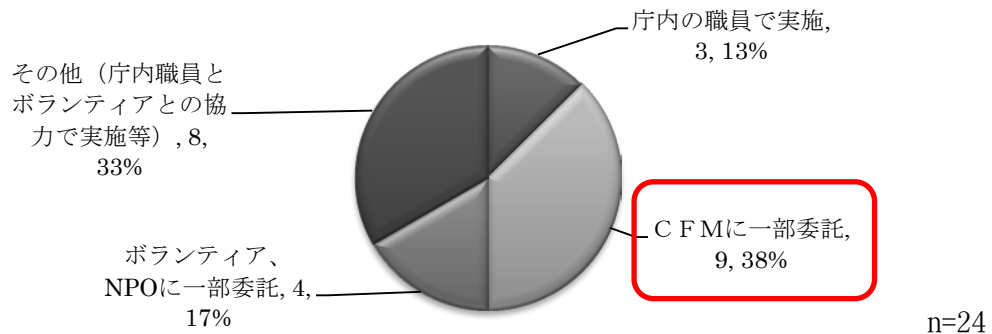
4 CFMはじめ放送関係者の貢献

地方公共団体職員が災害対応に忙殺され、臨時災害放送局の開設・運営にも不慣れの中、地元や近隣のCFMはじめ放送関係者が、機材の手配、開局後の運営等について地方公共団体を支援した。

開設に必要な機材、人員の確保方法

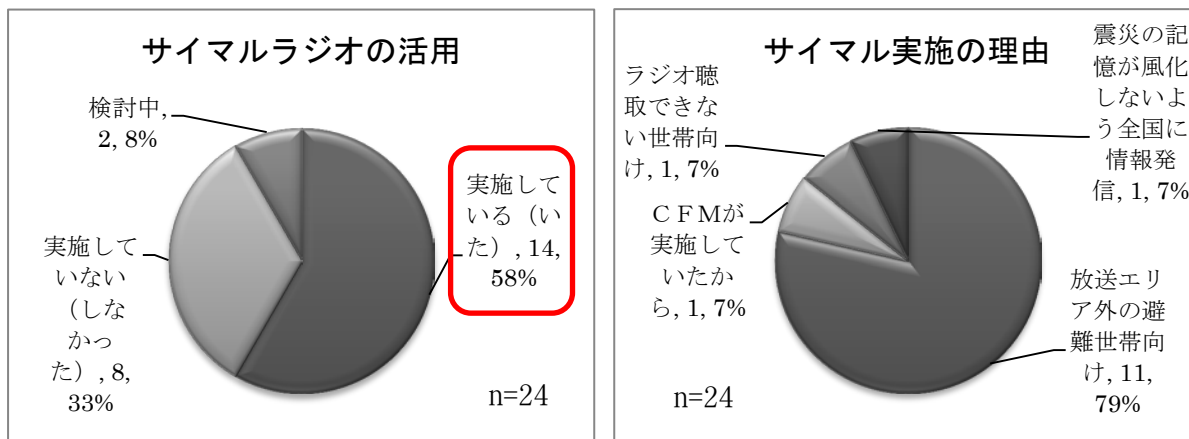


臨時災害放送局の運営



5 その他

放送エリア外の避難世帯（県外等含む）向けやラジオ聴取できない世帯向けに、6割の臨災局がサイマルラジオ（インターネットによるストリーミング配信）を活用。



◎臨時災害放送局の開設、運営を通じて困ったこと。

- ① 開設する場合の場所確保等（3）
- ② 人材、経費の確保（3）
- ③ 放送エリアが狭い（2）
- ④ 開設（廃止）の時期等（2）
- ⑤ ノウハウ不足、身近な支援団体の不足（1）
- ⑥ CFMとの経費負担の取決め（1）
- ⑦ 特になし（8）

6 今後への備え

次のような対応も検討されている。

CFMの開設、既存CFMとの協定締結・連携の強化、放送機材の確保（地方公共団体に保有、関係者との協定締結等）、地域防災計画等への盛り込み等